

厚木市生涯学習推進会議委員公募の選考に関する基準

1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市生涯学習推進会議の公募による委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、厚木市生涯学習推進会議委員公募要綱第5条の規定に基づき、「厚木市生涯学習推進会議に係る委員公募選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、生涯学習主管部長、生涯学習主管課長及び生涯学習関係課長をもって組織し、選考委員長には生涯学習主管部長を充てる。

2 選考人数

3人以内。なお、必要に応じて次点1人を選考することができる。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市生涯学習推進会議委員応募申込書を基に、応募の動機及び小論文においては、次表の評価項目に従い、5段階評価で採点し、その他、社会的活動の経験等を総合的に考慮し、協議・決定するものとする。なお、評価点の得点合計が満点の50パーセントに満たない者は選出対象としない。

評価項目	評価点（5段階評価）				
本市の生涯学習振興に関する意欲や熱意	5	4	3	2	1
本市の生涯学習政策に対する考え方	5	4	3	2	1
生涯学習の知識や経験	5	4	3	2	1
小論文の分かりやすさや内容の充実度	5	4	3	2	1

【評価基準】 5 非常に優れている 4 優れている 3 普通 2 やや劣る 1 劣る

4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。